



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年7月22日火曜日 第629号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………（業務衛生課）… 581
- 大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要……………（経営支援課）… 581
- 建設業者の許可の取消し……………（中予地方局管理課）… 581
- 開発行為に関する工事の完了（3件）……………（中予地方局建築指導課）… 582
- 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 582
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 583

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 583

告 示

○愛媛県告示第709号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和7年7月22日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1 - (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) - 2 - (シクロヘキシルアミノ) プロパン - 1 - オン及びその塩類

【通称名】 Cypu ty l o n e、N - C y c l o h e x y l m e t h y l o n e

- (2) 2 - { 2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } - N - エチルエタン - 1 - アミン及びその塩類

【通称名】 N - D e s e t h y l e t o n i t a z e n e

- (3) (8 R) - 6 - アリル - N、N - ジエチル - 1 - (チオフェン - 2 - カルボニル) - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 1 T - A L - L A D

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和7年7月13日

○愛媛県告示第710号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和7年7月22日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
(仮称) m a c 西条国安店	西条市国安948-1 他	県道150号線側（出入口2）については、隣接する東予西中学校の生徒の通学路となっていることから、交通安全対策の実施をお願いしたい。特に、開業当初の不慣れな時期においては、登下校時の生徒の安全確保のため、注意喚起看板の設置や誘導員の配置など、具体的な安全対策を講じていただきたい。	店舗西側に隣接する東予西中学校生徒の通学路である県道150号線（徳能伊予三芳停車場線）側への進入路付近の店舗敷地内に店舗利用者向けの「通学路注意」表示や「ハンブ」設置などさらなる安全対策を講じていただきたい。 届出では開店予定時間が午前8時となっており、中学生の登校時間帯と完全に重なっているほか、夕方の薄暮対策のため、必要に応じた警備員の配置や県道側進入路への照明の設置をお願いしたい。

○愛媛県告示第711号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(特-2)第16480号	令和2年6月3日	(株)ISEKIトータルライフサービス	玉置 茂喜	松山市堀江町甲527-1	令和7年6月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第18915号	令和4年12月21日	(株)翔神	慶廣 将平	松山市御幸2-5-5	令和7年6月4日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-2)第12021号	令和2年8月27日	(有)丸山木工	丸山 高史	伊予郡松前町大字南黒田411-2	令和7年6月9日	建築工事業、大工工事業 左官工事業、石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止
(般-5)第16442号	令和6年3月3日	(株)ファクトリーランド	田中 則行	松山市古川北2-7-21	令和7年6月13日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 解体工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年7月22日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7中局建(開)第16号 令和7年7月11日	伊予市上三谷字四ツ枝甲1188番、甲1202番1、甲1202番5	東京都中央区築地三丁目3番2号 NEWS築地4F 株式会社Unipet Japan

○愛媛県告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年7月22日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7中局建(開)第17号 令和7年7月11日	伊予市上野字高瀬浦11番1	松山市生石町503番地 ベレオ生石102号 石川 武 史 石川 志 保

○愛媛県告示第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年7月22日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7中局建(開)第15号 令和7年7月11日	伊予市下吾川字北西原1808番1	伊予郡松前町大字筒井1240番地3 有限会社一貴産業

○愛媛県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1100番1地先から 同町山鳥坂1099番1地先まで	旧	メートル 14.1~117.0	キロメートル 0.085	
			新	14.1~121.0	0.085	

○愛媛県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1100番1地先から 同町山鳥坂1099番1地先まで	令和7年7月22日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年7月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,103,855
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,078
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 237,982

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	42,493	14,165
南 宇 和 郡	16,656	5,552
松山市・上浮穴郡	427,734	137,956
今治市・越智郡	130,012	43,338
宇和島市・北宇和郡	69,491	23,164
八幡浜市・西宇和郡	33,057	11,019
新 居 浜 市	94,961	31,654
西 条 市	86,999	29,000
大洲市・喜多郡	46,292	15,431
伊 予 市	29,945	9,982

四 国 中 央 市	69,073	23,025
西 予 市	29,249	9,750
東 温 市	27,893	9,298